

別紙1

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請・承認書

西郷村長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

現場代理人の兼務について、下記のとおり承認願います。
 なお、工事の施工に当たり、関係法令を遵守し安全管理及び工程管理に万全を期し、
 万一施工が不適切と判断されたときには、いかなる措置を受けても異議はありません。

記

現場代理人（主任技術者）氏名 ^(注1)		連絡先		(携帯番号等)
新規工事	発注機関			
	工事番号			
	工事名			
	現場代理人氏名			
	主任技術者氏名			
	工事場所			
	契約金額 ^(注2)			
	工 期			
	発注担当課		監督員	
現行工事	発注機関			
	工事番号			
	工事名			
	現場代理人氏名			
	主任技術者氏名			
	工事場所			
	契約金額 ^(注2)			
	工 期			
	発注担当課		監督員	
現行工事	発注機関			
	工事番号			
	工事名			
	現場代理人氏名			
	主任技術者氏名			
	工事場所			
	契約金額 ^(注2)			
	工 期			
	発注担当課		監督員	
発注者回答欄	上記配置現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて、裏面の条件により承認（します・しません）。			
	令和 年 月 日 商号又は名称 代表者 氏 名 様 福島県西郷村長			

印

【記入にあたっての注意】

(注1) 予定者も含む。

(注2) 契約前の場合は、工事等発注見通しから記載し、不明の場合には記入しないこと。

※2件の工事を兼務する場合は2部、3件の工事を兼務する場合（※契約金額（予定価格）の合計が4,500万円未満（土木工事）・9,000万円未満（建築工事）の場合）は3部作成し、新規工事と現行工事の発注担当課にそれぞれ提出すること。

※発注担当課が異なる場合は、相互の距離がわかる位置図及び配置現場代理人に係る経歴書を添付すること。

※本届出書は、西郷村発注工事に適用するものであり、発注者が福島県の場合で、福島県に常駐義務緩和の承認を申請する場合は当該福島県の手続きによります。

※他の常駐義務緩和工事の承認が得られなかった場合には、承認は無効となります。

【承認に当たって付す条件】

現場代理人の常駐義務緩和に係る届出書の提出にあたって付す条件は、以下のとおりです。

(1) 届出書が提出された各工事現場において、次の事項を履行すること。履行されていないことが確認された場合には、常駐義務緩和を取り消すものとする。

① 現場代理人は、常に監督員と連絡がとれる体制を確保すること。

② 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事現場の運営及び取締りを徹底すること。

③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、必要に応じて連絡員を配置するなど、現場の安全管理の徹底を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合

④ 現場代理人は、一日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。

⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和対象工事及び兼務する他の工事が、設計変更（増額変更）により、条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取り扱いを適用する。

(3) 緩和対象工事及び兼務する他の工事において、安全管理の不徹底による事故の発生、現場体制に不備が生じた場合、いずれかの工事において、現場代理人が兼務することが困難であると村が判断した場合には、村は請負者に対し書面により緩和措置を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。

(4) 受注者が発注者から現場代理人の常駐義務緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

《発注者用》

【回答・承認時の対応】

(1) 対象工事発注者は、現場代理人の常駐義務緩和について、支障ないと判断した場合には、「しません」の行を横線で削除、回答欄の対象工事発注者の欄に押印し、申請者に回答するとともに、他の常駐義務緩和工事の発注者側の承認書及び条件書の写しの提出を申請者から受けること。

（支障があると判断した場合には、「します」の行を横線で削除し、対象工事発注者の欄に押印し申請者に回答します。）

(2) 支障の有無の判断においては必要に応じて他の常駐義務緩和工事の発注者と意見交換を行うこと。